

財産形成預金規定集

令和2年4月1日現在

共通規定

1条（届出事項の変更、契約の証の再発行）

- （1）この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- （2）この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- （3）届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- （4）当金庫は、預金口座の開設の際に、法令等で定める本人確認その他の取引時の確認等を行います。また、預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、法令等で定める本人確認その他の取引時の確認等を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。

2条（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3条（譲渡、質入れの禁止）

- （1）この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- （2）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

4条（成年後見人等の届出）

- （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- （2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- （3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選

任がなされている場合にも、前記（１）（２）と同様に、直ちに書面によって届出てください。

- （４）前記（１）～（３）の届出事項に取消または変更（前記（１）の成年後見人等の地位や権限、行為能力の変動を含みます。）等が生じた場合にも同様、直ちに書面によって届出てください。
- （５）前記（１）～（４）の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力等に制限がないと判断して行った払戻し等は有効なものとし、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消や無効等を主張できないものとします。

5条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- （１）この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （２）前記（１）により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- （３）前記（１）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- （４）前記（１）により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として後記(2)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として後記(2)において定める日
 - ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ定める日とします。
- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日

7条(休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記(1)の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
- ①この預金について、第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。)
 - ②この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮

- 差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ③この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ②この預金について、前記(3)②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
- ③前記(3)にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

8条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知する事により、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

財産形成積立定期預金規定

1条（預入れの方法等）

- (1) この預金は、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1回1,000円以上満期の3ヵ月前までとします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上通知します。

2条（預金の支払時期）

この預金は満期日以後に利息とともに支払います。

3条（利息）

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日から期間が1年以上ある預入

金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第5条（1）により満期日前に解約する場合および第5条（3）の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。

6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満	前記（1）の適用利率×50%
1年以上1年6ヵ月未満	前記（1）の適用利率×70%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

4条（反社会勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第5条（3）各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条（3）各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5条（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財産形成積立定期預金の契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。
- (3) 前記（2）のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払い下さい。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

以上

財形住宅預金規定

1 条（預入れの方法等）

- （１）この預金は、年１回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- （２）この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- （３）この預金の預入れは１回１,０００円以上とします。
- （４）この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年１回以上通知します。

2 条（預金の種類、取りまとめ継続方法）

- （１）第１条による預金は、１口の期日指定定期預金としてお預かりします。
- （２）この預金は、口座開設日から１年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日（継続した時はその継続日）からの期間が２年を超える期日指定定期預金（本（２）により継続した期日指定定期預金を含む）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額を取りまとめ、１口の期日指定定期預金に自動継続します。

3 条（預金の支払方法）

- （１）この預金の元利金の全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- （２）前記（１）による払出しをする場合には、住宅の取得の日から１年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに住宅の登記簿

謄本等所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。

- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前記(3)による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに住宅建設請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

4条（利息）

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続した時はその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」の利率

B 2年以上 当金庫所定の「2年以上」の利率

（以下「2年以上利率」といいます。）

- (2) この預金を第6条第(1)により満期日前に解約する場合、および第6条(3)の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときはその最後の継続日）から解約の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。

6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

6ヵ月以上1年未満 2年以上の利率×40%

1年以上1年6ヵ月未満 2年以上の利率×50%

1年6ヵ月以上2年未満 2年以上の利率×60%

2年以上2年6ヵ月未満 2年以上の利率×70%

2年6ヵ月以上3年未満 2年以上の利率×90%

- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

5条（反社会勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第6条(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条(3)各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6条（預金の解約）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) やむを得ない事由により、この預金を第3条の支払方法によらず払出しする場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに店へ提出してください。

(3) 前記(2)のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払い下さい。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

7条（税額の追徴）

この預金の利息について、次の各号の一つにでも該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って計算した税額（国税、地方税）を追徴できるものとします。

- ① 第3条によらない払出しがあった場合。
- ② 第3条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。
- ③ 第3条による一部払出後2年以内に住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。

ただし預金者の死亡、重度障害による払出の場合は除きます。

8条（差引計算等）

- （１）第6条（２）の事由が発生した場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。
- （２）第6条（２）の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
- （３）この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店へ支払ってください。
- （４）前記（３）により解約する定期預金の利率は約定利率とします。

9条（転勤時の取扱）

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10条（非課税扱いの適用除外）

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第1条（１）（２）による以外の預入があった場合。
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合。
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

11条（預入金額の変更）

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申出てください。

以上

財形年金規定

1条（預入れの方法等）

- （１）この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- （２）この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- （３）この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- （４）この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2条（預金の種類、取りまとめ継続方法）

- （１）支払開始日は、最終預入日の6ヵ月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3ヵ月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。

- (2) 第1条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預かりします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預かりします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本(3)により継続した期日指定定期預金を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金を自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外は満期日を指定することはできません。

3条(分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
- ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前記①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差し引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。
 - ③ 定期預金(満期支払口)は各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は満期日に前記(1)に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前記(1)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と「年金元利金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差し引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4条(利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

- ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
- | | | |
|---|----------|-----------------|
| A | 1年以上2年未満 | 当金庫所定の「2年未満」の利率 |
| B | 2年以上 | 当金庫所定の「2年以上」の利率 |
- （以下「2年以上利率」といいます。）
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当金庫所定の利率によって計算します。
- ③ 前記①②の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以降に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- （2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- （3）この預金を第6条（1）により満期日前に解約する場合、および第6条（3）の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
- ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
 預入金額ごとの預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6ヵ月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C | 1年以上1年6ヵ月未満 | 2年以上利率×50% |
| D | 1年6ヵ月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E | 2年以上2年6ヵ月未満 | 2年以上利率×70% |
| F | 2年6ヵ月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合
 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。
- | | | |
|---|-------------|-----------------|
| A | 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6ヵ月以上1年未満 | 前記（1）②の適用利率×50% |
| C | 1年以上1年6ヵ月未満 | 前記（1）②の適用利率×70% |
- （4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割り計算します。

5条（反社会勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第6条(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条(3)各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6条(預金の解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前記(1)により、当金庫がやむをえないと認め、第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻し請求書に届出の印章にとり記名押印して、この財形年金預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (3) 前記(2)のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払い下さい。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

7 条（退職時等の支払）

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応答日の前日以後に支払います。この場合、第6条と同様の手続きをとってください。

- ① 期日指定定期預金は退職等の事由が生じた日の1年後の応答日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

8 条（据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い）

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9 条（最終預入日等の変更）

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに申出てください。

10 条（支払開始日以後の支払回数変更）

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3ヵ月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回にかぎります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

以上